

食品表示法第6条第1項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項及び遵守事項並びに同法第12条第1項の規定に基づく申出の手続を定める命令改正案のポイント

1. 食品表示法第6条第1項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項及び遵守事項並びに同法第12条第1項の規定に基づく申出の手続を定める命令の一部改正を行う事項は、以下のとおり。

- ・無菌充填豆腐
- ・防かび剤（フルジオキシニル）

2. 各品目について

○無菌充填豆腐

消費者委員会答申（平成30年6月13日府消委第131号。以下「答申」という。）を踏まえ、無菌充填豆腐に関する事項を加える。

【改正条項】

第1条

○防かび剤（フルジオキシニル）

答申を踏まえ、用途名と物質名の併記が義務付けられる対象食品を追加する。

【改正条項】

第1条

3. 施行期日

公布の日から施行する。